

保護者様

出席停止の取り扱いについて

台東区立東泉小学校
校長 片寄 玲子

学校生活において、学校保健安全法施行規則の定める疾病（裏面参照）にかかった場合、お子様の休養期間の確保とともに、他の児童等への感染を防ぐことを目的として出席停止の措置をとります。出席停止措置期間は欠席扱いにはなりません。

医師の指示に従って休養し、登校の際には『治癒証明書』もしくは『出席停止解除願い』（感染症または医療機関に応じて変わります）を作成のうえ、学校まで提出くださいますようお願いいたします。書類に関して、ご不明な点がございましたら、学校または教育委員会学務課保健給食係 TEL（5246-1413）までお問合せください。

記

●「治癒証明書」（医療機関や学校にあります。）

・以下の疾病にかかり、区内の医師会に加入する医療機関を受診した場合は、無料で「治癒証明書」が発行されます。受診の際に、申し出て受け取ってください。

麻疹（はしか）、風疹、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、咽頭結膜熱（プール熱）、百日咳、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、手足口病、伝染性膿痂疹（とびひ）

●「出席停止解除願い」（学校から受け取るか、学校 HP からダウンロードできます。）

・その他、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎にかかった場合や区内の医師会に加入していない医療機関、区外の医療機関を受診した場合は、以下の「出席停止解除願い」を保護者が記入してください。

出席停止解除願い（保護者記入）

台東区立東泉小学校長 宛

下記の医療機関で学校感染症と診断されました。登校許可が出ましたので出席停止の解除をお願いいたします。

児童氏名	年 組 氏名
病 名	
出席停止の期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで
※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合のみ記入	発症・発熱した日……………（ 月 日） 解熱・症状が軽快した日……（ 月 日）
受診医療機関・医師名	

令和 年 月 日 保護者氏名

<学校保健安全法施行規則の定める疾病>

感染症名	出席停止期間
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
インフルエンザ＊	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症＊	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
手足口病	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	
流行性角結膜炎（はやり目）	
感染性胃腸炎＊	
溶連菌感染症	
伝染性紅斑（りんご病）	
伝染性膿痂疹（とびひ）	
マイコプラズマ感染症	
腸管出血性大腸菌	
その他の感染症	